

墓地等の経営許可権限移譲可能性検討会の 会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、墓地等の経営許可権限移譲可能性検討会（以下「検討会」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(検討会の公開)

第2条 検討会は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を検討する場合には、検討会の決定により、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報。
- (2) 法人等に関する情報であつて、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報。

(検討会開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、検討会を公開する場合、検討会の開催について、1週間前までに公表することとする。ただし、検討会を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(検討会の傍聴)

第4条 検討会の公開は、検討会の傍聴を希望する者に検討会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 検討会の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 検討会の会議記録は、検討会の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

- 2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。
- 3 検討会当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、庶務担当課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、検討会の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 25 日から施行する。